

# 参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和 6年 2月 21日

九州地方整備局 佐伯河川国道事務所長 永田 哲也

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

## 1. 当該招請の趣旨

本工事は、佐伯河川国道事務所が管理する高島排水機場及び染矢排水機場において、機械設備の信頼性向上のため、1・2号主ポンプ設備の分解整備等を行い、河川管理に万全を期するものである。

本工事は、当該設備の「機能・性能」を「維持・回復」させるものであり、本工事の工事目的を達成するためには、当該設備の「機能・性能」を定めた仕様書等に基づき、設計・製作・修繕・整備を行わなければならないが、それには当初工事契約の受注者（以下「当初受注者」という。）が独自に管理し保有している技術（以下「ノウハウ」という。）が必要である。

排水機場ポンプ設備は各メーカーのノウハウによって全体システムが構成されており、たとえ一部のシステム構成機器を修繕・整備する場合でもシステム全体の熟知が必要となることから、本修繕工事の実施にあたり、当該設備の当初受注者を本工事の契約予定者（特定予定者）として契約手続を行うこととしているが、特定予定者以外の者で3.の応募要件を満たし、本工事の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

参加意思確認書の提出者がいない場合及び提出者の中に3.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、本工事に必要な要件を有している特定予定者との契約手続に移行する。

参加意思確認書の提出者の中に3.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定予定者と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請し、企画競争方式で本工事受注予定者を決定する契約手続へ移行する。

## 2. 工事の概要

### (1) 工事件名

高島排水機場外1・2号主ポンプ分解整備工事（電子契約対象案件）

### (2) 工事内容

主な工事内容は以下のとおりである。

高島排水機場 (0.5m<sup>3</sup>/s×2台、1.0m<sup>3</sup>/s×2台 (今回対象は0.5m<sup>3</sup>/s×2台)

・1・2号主ポンプ設備 分解整備 2台分

染矢排水機場 (0.5m<sup>3</sup>/s×2台、1.5m<sup>3</sup>/s×2台 (今回対象は0.5m<sup>3</sup>/s×2台)

・1・2号主ポンプ設備 分解整備 2台分

(3) 工 期 末 令和7年3月31日

(4) 1. 本工事において、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の

(1)～(8)の要件を全て満たさなければならない。

(1) 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

(2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。ただし、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

(3) 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(4) 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。）

(5) 特例監理技術者が兼務できる工事は、大分県内の工事でなければならない。

(6) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

(7) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

(8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

2. 特例監理技術者の配置を行う場合は、前項の規定を満たすことを確認するため、別記様式3-1を提出すること。

(5) 本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。また、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式とすることができるものとする。

(6) 総価契約単価合意方式の適用

① 本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。

② 本方式の実施方式としては、

イ 単価個別合意方式(工事数量総括表の細別の単価(一式の場合は金額。ロにおいて同じ。)のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式)

ロ 包括的単価個別合意方式(工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式)があり、受注者が選択するものとする。ただし、受注者が単価個別合意方式を選択した場合において、①の協議の開始の日から14日以内に協議が整わないときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。

- ③ 受注者は、「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後 14 日以内に、契約担当課が契約締結後に送付する「包括的単価個別合意方式希望書」に、必要事項を記載の上、当該契約担当課に提出するものとする。
- ④ その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。
- (7) 本工事は、契約締結後に施工方法等を勘案の上、施工者自らが詳細な設計を実施する詳細設計付方式の試行工事である。
- (8) 本工事は、工程上一定の区切りと認められる時点で、主任技術者又は監理技術者（以下、「配置予定技術者」という。）の途中交代を認める試行工事である。
- (9) 本工事は、発注者が企画提案書を提出した者から、本工事の積算に必要な工事費の一部について見積書を求める工事である。なお、見積書の提出は、企画提案書提出後に発注者より別途通知する依頼書により行う。
- (10) 快適トイレの設置
- 本工事は、施工現場付近に特記仕様書に記載の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。
- (11) 本工事は、工期設定の根拠とした工事工程表を開示することにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示試行工事」である。
- (12) 本工事は、当該工事において他の模範となるような働き方改革に関する取組みとして、若手（35歳以下）や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組みが図られている場合に、工事成績で加点評価する工事である。
- (13) 本工事は、建設現場の週休2日の実現のため、発注者が週休2日に取り組むことを指定する工事である。
- (14) 本工事は、新技術活用の促進を図るため、施工者が原則1技術以上の新技術を選定したうえで活用を図る新技術活用工事である。
- 本工事は、以下に示す新技術のうち原則1技術以上を選定したうえで活用を行うものとする。
- ① 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術
- ② 「公共工事等における新技術活用の促進について（平成26年3月28日付け国官総第344号、国官技第319号）のテーマ設定型（技術公募）で作成された技術比較表に掲載されている技術
- ③ 「i-Constructionを推進するための現場ニーズ・技術シーズのマッチングによる新技術の現場試行について」（平成30年5月24日付国官技第52号）及び「i-Constructionを推進するための現場ニーズ・技術シーズのマッチング実施要領について」（令和3年9月30日付国官技第164号）に基づき現場試行し、現場試行結果の評価で従来技術と同等以上と確認できた技術
- (15) 本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組を推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組を実施することができ、取組の履行及び効果が確認された場合、工事成績評定で優位に評価する。

本取組を実施する場合、施工計画書に、現場における生産性向上に資する施工手順の工夫や既存技術の効果的活用等を位置づけ、履行義務として取り扱うものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。

(16) 本工事は、「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」の実績を評価対象とする試行工事である。

(17) 本工事は、建設現場の遠隔臨場を実施する工事である。詳細は、特記仕様書によることとする。

### 3. 応募要件

参加意思確認書の提出者に対する要件は次のとおりとする。

#### (1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下予決令という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 九州地方整備局における機械設備工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。  
（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- ③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④ 参加意思確認書の提出期限の日から見積書開封の日までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- ⑤ 九州地方整備局（港湾空港部及び港湾空港事務所を除く（以下「対象部局」）という。）における機械設備工事のうち、直近4ヶ年度（令和元年度～令和4年度）に完成した工事がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定通知書の評定点の平均が65点以上であること。
- ⑥ 上記2（1）に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある又は特別な提携関係等がある建設業者でないこと。
- ⑦ 企画提案書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

#### ・資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

（イ）子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（ロ）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（ロ）において同じ。）の関係にある場合

（ロ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

#### ・人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(イ) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者

(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

・その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

⑧ 九州地方整備局の管轄区域の内、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県又は鹿児島県に建設業法に基づく営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）が所在すること。

⑨ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑩ 本説明書の交付を直接受けた者であること。

(2) 恒常的な雇用関係に関する要件

配置予定の主任（監理）技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を提出するものとし、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

また、次に掲げる通達において定められた在籍出向の要件に適合しない場合又は当該要件に適合することを証する資料の提出がなされない場合は入札に参加できない。また、当該要件に

適合しない者を監理技術者等として設置していることが確認された場合は契約を解除する。

- 1)「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」
- 2)「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について(試行)」
- 3)「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について(改正)」
- 4)「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の取扱いについて(改正)」。

(3) 技術力に関する要件

- ・本工事に係る検査及び試験に関する自らの組織体制を証明できること。
- ・本工事完成後の発注者からの修繕に関する問合せに対応可能な組織体制が整備されていること。

なお、本工事では以上を踏まえて以下のア) かつイ) の体制を有する者であることを確認する。

- ア) 排水ポンプ設備について、JIS、機械工事施工管理基準(案)等に基づいた材料、機器等の品質管理、施工時の各段階において品質等の検査を実施できる体制
- イ) 排水ポンプ設備について、機器の経年劣化や故障・不具合等を修繕するにあたり、修繕方法・内容の提案や必要期間等に関する問合せに対応できる体制

(4) 実績に関する要件

平成20年度以降に完成した、元請けとして次に掲げるア) 又はイ) の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。(受注形態を明らかにするものとし、甲型共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。)

- ア) 揚水又は排水を目的とした陸上ポンプ設備、又は河川用水中ポンプ設備を製作し据付した工事
- イ) 揚水又は排水を目的とした陸上ポンプ設備、又は河川用水中ポンプ設備の修繕又は更新又は改造いずれかの工事

「製作し据付した」とは自社工場で上記ポンプ設備全体のシステム設計及び主要機器である主ポンプ設備の製作を行い、設備全体を施工した場合とする。

但し、共同企業体にあつては、構成員のいずれか1社が上記同種工事の実績を有していればよい。

また、当該実績が地方整備局の発注した工事に係る実績である場合にあつては、工事成績評定通知書の評定点が65点未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。

(5) 業務執行体制に関する要件

- ・次の①～③に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。
- なお、建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第3項及び建設業法施行令(昭和31

年政令第 273 号) 第 27 条第 1 項に該当する場合は、当該技術者は専任でなければならない。

- ① 建設業法第 7 条第 2 号イからハ又は第 15 条第 2 号イからハに掲げる者であること。
- ②元請けの技術者として、平成 20 年度以降に完成した次に掲げる (ア) 又は (イ) の要件を満たす工事の経験を有する者であること。(受注形態を明らかにするものとし、甲型共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。)

(ア) 揚水又は排水を目的とした陸上ポンプ設備又は河川用水中ポンプ設備を製作し据付した工事。

(イ) 揚水又は排水を目的とした陸上ポンプ設備又は河川用水中ポンプ設備の修繕又は更新又は改造いずれかの工事。

但し、1 人の主任 (監理) 技術者が上記 (ア) 又は (イ) に掲げる工事の全ての要件を満たさなければならない。(工場製作と据付工事現場で配置予定技術者を交代する場合は、工場製作の技術者は上記 (ア) 又は (イ) に掲げる工事の工場製作の経験、据付工事現場の技術者は上記 (ア) 又は (イ) に掲げる工事の据付工事現場の経験を有していればよい。)

また、共同企業体にあつては、構成員のいずれか 1 人の主任 (監理) 技術者が同種工事の経験を有していればよい。

ただし、当該実施が地方整備局の発注した工事に係る実績である場合にあつては、工事成績評定通知書の評定点が 65 点未満のもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。(工事成績評定通知書の再発行等については、5 年以内のものは当該工事発注事務所にて、それ以前のは企画部技術管理課に申請すれば再発行が可能である。)

- ③監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。登録基幹技能者が主任技術者となる場合にあつては、登録基幹技能者講習修了証を有する者であること。

#### 4. 手続き等

##### (1) 担当部局

###### ①契約関係

〒876-0813 大分県佐伯市長島町 4-14-14  
九州地方整備局 佐伯河川国道事務所 総務課 契約係  
電話：0972-22-1880 (内線 228)  
FAX：0972-23-2684

###### ②技術関係

〒876-0813 大分県佐伯市長島町 4-14-14  
九州地方整備局 佐伯河川国道事務所 河川管理課

電 話：０９７２－２２－１８８０（内線４０５）

FAX：０９７２－２３－２７９９

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ①交付期間：令和6年2月21日（水）から令和6年3月4日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。（最終日は参加意思確認書の提出期限である12時00分。）
- ②交付場所：上記（1）①に同じ
- ③交付方法：交付場所にて交付する。郵送による交付を希望する場合は、郵送料を別に必要とする。電送（ファクシミリ）等による交付は行わない。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

- ①提出期限：令和6年3月4日（月）12時00分
- ②提出場所：上記（1）①に同じ
- ③提出方法：持参、郵送（書留郵便に限る。）

5. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 4.（1）に同じ。
- (3) 当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する際の提出期限は、令和6年3月26日（火）12時00分までを予定している。また、提案された企画提案書について確認の必要が生じた場合は、ヒアリングを実施するものとする。
- (4) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における機械設備工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない場合も4.（3）により参加意思確認書を提出することができるが、その者が企画提案書の提出者として選定された場合であっても、企画提案書を提出するためには、企画提案書の提出時において、当該資格の認定を受けていなければならない。
- (5) 詳細は「公示に関する説明書」による。